

様式第二号の八(第八

条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月18日	
柏市長	様
	提出者 住 所 東京都台東区北上野2-23-5 住友不動産上野ビル2号館 氏 名 ㈱NIPPO関東第二支店 執行役員 支店長 丹 晴彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-4582-1062 担当課：安全環境G
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	㈱NIPPO 関東第二支店 常磐道谷和原管内舗装工事事務所
事業場の所在地	茨城県つくば市谷田部6488-19
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：舗装工事業
②事業の規模	前年度の工事売上高：16億6千万円
③従業員数	7人(在籍社員数)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-処理工程図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-廃棄物管理組織・体制

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	排 出 量	646.00 t	1190.5 t
	(これまでに実施した取組) ・発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定・処理の委託を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	排 出 量	600.0 t	1150.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・プロセスの見直しと改善により、廃棄物の発生抑制並びに再生利用の促進を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一時保管場所にて、アスコンがらとがれき類(最終処分)に分別している
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き分別を行い最終処分量の減量に努める

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社所有の中間処理施設は子会社化した		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 法律や自治体のルールに則りできるだけ自ら再生利用を行う		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 自社所有の中間処理施設は子会社化した		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 引き続き、自ら熱回収や中間処理をする予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、埋立処分又は海洋投入する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	全処理委託量	646.0 t	1190.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	646.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	1190.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理業者の選定・委託にあたっては、あらかじめ支店環境安全・品質保証Gにて申請・承認を得た支店登録業者から選定して委託契約を締結している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	アスコンがら
	全処理委託量	600.0 t	1150.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	600.0 t	0.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.0 t	1150.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き期限内での処理完了を確認する		
※事務処理欄			

(第6面)

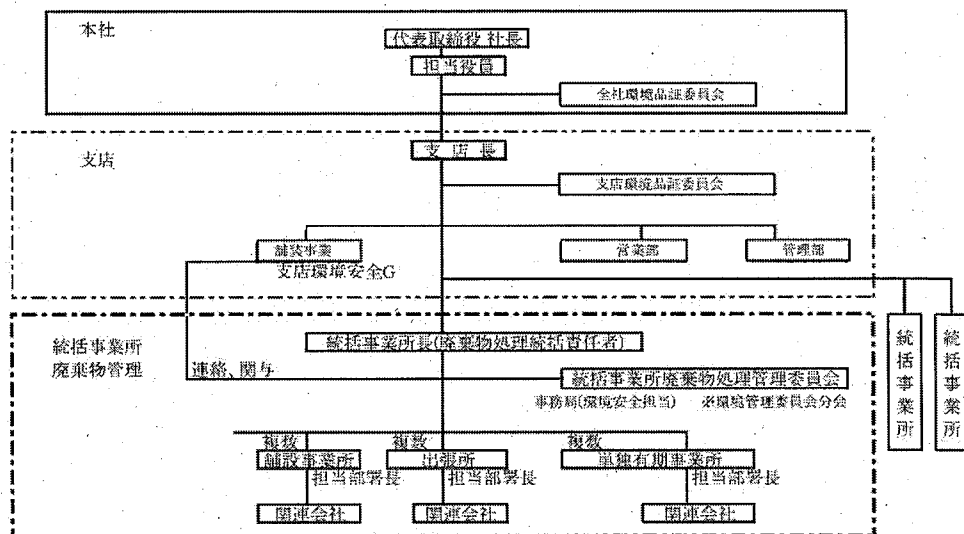
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理組織・体制

管理組織責任者	所属 茨城統括事業所	職・氏名 茨城統括事業所長
廃棄物担当組織名	組織名 統括事業所環境安全担当	廃棄物担当組織人数 3 人
	電話番号 029-241-6262	
処理計画組織規定	名 称	茨城統括事業所 廃棄物処理管理委員会
	概 要	法令、条例、社内規程等に基づいて、産業廃棄物処理に関する適切な環境保全活動を推進する。 1)建設廃棄物の有効利用(再生資源の利用を促進する。) 2)建設廃棄物の減量化(建設副産物の発生抑制及び再利用、また分別して廃棄すること等により最終処分率の低減を図る。) 3)その他の産業廃棄物
	情報管理方法 (役 割)	廃棄物処理統括責任者 (統括事業所所長) ・廃棄物処理に関する活動方針の策定 ・統括事業所管内の管理規程の策定・改廃 ・産廃処理に関する各種事項の決定、承認 ・定期的な環境管理点検による適切な活動の推進
		廃棄物管理担当部署長 (管内部署所長) ・部署内廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・運搬・処理業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付、管理 ・部署内従事員、関連会社に対する教育、啓発 ・監督官庁への各種報告(上位部署での報告もあり) ・部署内環境管理点検
	統括事業所 環境安全担当	・廃棄物処理計画(実施状況報告)のまとめ、作成 ・情報、指示、連絡等の組織内周知徹底 ・統括事業所内環境管理点検による適切な活動の推進

産業廃棄物対策組織図



処理工程図

